

6. 介護に関する権利

長期にわたる家族の傷病の介護を保障するために地公労等の懸命なとりくみの成果として、1986年4月に発足した看護休業制度(90日)は、その後の粘り強い交渉の結果、1995年10月より介護休暇制度として新たな法制定がなされました。同時に、従前の看護休業制度は大分県独自の介護欠勤制度としてスタートしました。また2010年6月より短期の介護休暇制度(有給)、2017年4月より介護時間制度がスタートしました。

(1) 介護休暇・短期の介護休暇と介護時間

	短期の介護休暇 (2010. 6. 1～)	介護休暇 (1995. 10. 1～)	介護時間 (2017. 4. 1～)
介護対象者の範囲	【同居・別居を問わないもの】 ・配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 【同居を条件とするもの】 ・父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子		
要介護者の状況	負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合で、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		
取得日数等	一暦年において5日を超えない範囲内で、その都度必要と認められる日または時間(要介護者が2人以上の場合は10日)	介護を必要とする一の継続する状態毎に、3回を超えず、かつ通算して連続する6月の範囲内で必要と認められる日または時間	連続する3年以下の期間内において、1日につき2時間の範囲内
単位	1日または1時間	1日または1時間 ・時間を単位とする場合は、始業および終業の時刻に連続する4時間の範囲内(始業から2時間、終業まで2時間の取得も可)	30分 ・始業時及び終業時に分けて取得も可 ・介護時間と部分休業又は育児時間を同日に取得する場合には、あわせて2時間まで
賃金等	有給	無給 ・勤務しない時間分の賃金を減額支給。 ・介護休暇は共済組合と互助会から給付あり。 ・介護時間は互助会から給付あり。	